

湯山小学校いじめ防止基本方針（概略版）

水上村立湯山小学校

1 いじめ防止等に関する基本的考え方

- (1) すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- (2) いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。
- (3) 「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立つ。

2 いじめの定義

いじめを「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

3 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) 「いじめ防止対策委員会」（校内組織）
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、全職員で気になる児童の様子や言動等について、現状や指導についての情報の交換、及び職員の課題解決に向けての共通行動・対応についての話し合いを行う。
- (2) 家庭や地域との連携
学校・家庭・地域が連携・協働し、いじめ等に関係する問題の早期発見・未然防止の取組、いじめへの対処等を協議する。
- (3) 警察・関係機関等との連携

4 いじめの未然防止の取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

5 いじめ早期発見のための取組

学校におけるいじめを早期に発見するために、在籍する児童等に対する定期的な調査その他必要な取組を行う。